

仮設整備の権限 政令市に移譲を！

自民党仙台市連は、5月9日、自民党本部（東京都）で東日本を中心とする政令市の自民党議員60名の出席のもと、「政策研究会」を開催しました。



権限移譲を主張

研究テーマは、「震災復興と自治体権限」です。仙台市まちづくり政策局から「東日本大震災時、仮設住宅整備の権限が県から市に委任されていなかったため、仮設住宅の建設が遅れた。県に劣らない能力を持つ政令市が、災害救助の主体になるべきだ。」と、復興から見えた課題が報告されました。

現在、内閣府において、災害時に仮設住宅を整備するといった被災者支援の権限を都道府県から政令市に移譲するかどうかの検討が行われています。

会議では、災害救助の権限を政令市に移譲するよう政府に働きかける方針を確認しました。

議員提案による「仙台市防災・減災のまち推進条例」が成立

～あの日から6年、3・11 施行～

災害からひとびとの生命と財産を守るための取り組みは、安全で安心な市民の暮らしの充実を支える、基本的な事項です。

仙台市は昭和53年（1978年）に宮城県沖地震を経験し、翌年、「防災都市宣言」を行いました。そして33年の後、私たちはあの東日本大震災に見舞われました。市民意見と議会議論を踏まえ地域防災計画については刷新されましたが、それらを束ねる防災に関する基本的な理念、市民の災害対応の礎とするべきものが体系化・明文化されていません。

東日本大震災で被災した唯一の政令市であり、国連防災世界会議を誘致した仙台市であればこそ、防災に対する物心両面の備えや過去の災害の経験から得た教訓について、市内にとどまらず国内外の現在と未来に発信・継承していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、平成29年第1回定例会において、議員提案により、防災・減災の意識を醸成するための「仙台市防災・減災のまち推進条例」が賛成多数で可決成立しました。

日本共産党を除く、すべての会派が一致協力して政策部会を立ち上げ、市民の皆さまのご意見なども取り入れながら条例を制定しました。



仙台駅の帰宅困難者対応訓練

◇ 斎藤のりお事務所 ◇ 自由民主党仙台市泉区第二支部 ◇

TEL 022-375-2100 FAX 022-725-1911 〒981-3133 仙台市泉区泉中央 3-27-10

E-Mail norio-office@ever.ocn.ne.jp

